

船舶事故等調査報告書

平成22年1月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009門第72号	
事故等種類	運航不能（機関損傷）	
発生日時	平成21年3月5日 04時10分ごろ	
発生場所	長崎県対馬市美津島町黒島所在の対馬黒島灯台から真方位113°12海里付近（概位 北緯34°14.5′ 東経129°38.0′）	
事故等調査の経過	平成21年5月7日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 漁船 第二十一<sup>ゆうわ</sup>裕和丸、16トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 NS2-17053（漁船登録番号）、個人所有</p> <p>乗組員等に関する情報 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p>	
死傷者等	なし	
損傷	主機のシリンダライナ及びピストン並びに過給機タービン軸等が焼損	
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、操業を終え、美津島町黒島東方沖を帰航中、平成21年3月5日04時10分ごろ、油の焦げるような臭いがしたことから、船長が操舵室から機関室出入り口方向を確認すると、同出入り口から白い煙が出ていた。</p> <p>船長は、機関室に赴き点検したところ、主機の潤滑油補給口蓋（以下「潤滑油補給口蓋」という。）が外れ、潤滑油が噴き出し、主機が過熱していたため、主機を停止し、僚船にえい航を依頼した。</p> <p>本船は、06時30分ごろ僚船にえい航されて帰港したのち、本件整備業者が点検した結果、主機のシリンダライナ及びピストン等が焼損していることが判明し、のち修理された。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 東、風速 約5m/s、視界 良好</p> <p>海象：波高 約1.5m</p>	
その他の事項	<p>主機は、1年前ほどから、排気色が濃白色で、オイルミスト管から同ミストが多量に放出していた。</p> <p>主機の潤滑油は、機関取扱説明書に記載されている交換時期（主機運転時間約500時間毎）よりも短い、約1月（主機運転時間約280時間）毎に交換されており、汚損が激しかった。</p> <p>船長は、潤滑油給油口蓋を固く閉めすぎると開けるのが難しくなるため、日頃から同蓋を緩めに閉めていた。</p> <p>船長は、出港前に潤滑油給油口蓋の締まり具合を点検していなかった。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>主機等は、主機のクランク室内圧力がブローパイで高まっている下、潤滑油給油口蓋が運転時の振動によって緩んで外れ、潤滑油が漏洩して油量不足となったため、焼損したものと考えられる。</p>

	<p>潤滑油給油口蓋は、船長が、同蓋を緩めに閉め、出港前に同蓋の締まり具合を点検していなかったため、運転時の振動により緩んで外れたものと考えられる。</p> <p>船長が、濃白色の排気色や多量のオイルミストの放出を認めた際、主機を開放して点検しておれば、また、出港前に点検するなどして、潤滑油給油口蓋を適切に閉めておれば、本インシデントは防げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が対馬東方沖を航行中、主機のクランク室内圧力がブローバイで高まっている下、潤滑油給油口蓋が運転時の振動によって緩んで外れ、潤滑油が漏洩して油量不足となったため、主機ピストン等が焼損したことにより発生したものと考えられる。</p>